

## 第61号

# みちびき

編集 高砂市青少年補導委員協議会  
問合先 青少年センター ☎443・9066

私たちは子どもたちの  
非行防止活動を  
行っています

青少年補導委員協議会は、  
昨年4月に市長から100人が青  
少年補導委員の委嘱を受け、  
2年間の任期で活動を行って  
います。

補導活動は、地区ごとに行  
っており、多くの委員が、月  
に4～5回、20時から22時ご  
ろの夜間に活動し、子どもた  
ちに声掛けを行っています。

また、夏休み期間中は、子  
どもたちの夜間の外出が増え  
るため、警察と協力し、深夜  
の特別補導も実施しています。  
県の愛護条例では、23時以  
降の子どもたちの外出は、た  
とえ保護者同伴であっても禁  
止されていますので、家庭内  
でも注意をお願いします。

子どもたちの情報伝達能力  
は、我々の想像以上で、思い

青少年補導委員協議会

研修部長 藤木 敏雄



春日野町在住  
補導委員歴11年

もかけない事象も起こって  
います。

今後研修を重ね、愛情を  
もって子どもたちの健全育成  
に努めたいと思っています。

### 少年相談

☎443-6246

子どものことで、分からないこと、困  
ったこと、心配なことがある人は気軽に相談  
してください。専門の相談員が、無料で相  
談に応じます。

とき 月～金 9時～12時、13時～16時

※ 祝日を除く

ところ 青少年センター

## 兵庫県 青少年愛護条例の一部が改正されました

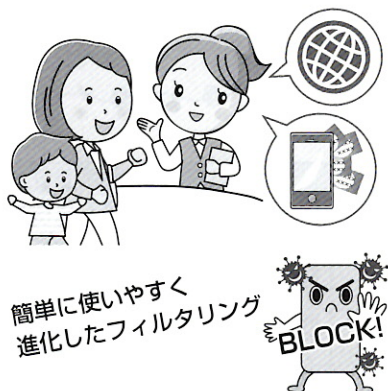
### 青少年を取り巻く社会環境が変化しています

スマートフォンなどの急激な普及により、犯  
罪被害やネット依存の増加、JKビジネス（有  
害役務営業）の出現など、青少年を取り巻く社  
会環境は非常に厳しい状況になっています。

こうした社会環境の変化に対応し、青少年の  
健全育成を阻害する恐れのある行為から未来を  
担う青少年を保護しようと、兵庫県青少年愛護  
条例の一部が改正されました。

#### インターネット上の有害情報等 への対応強化（改正）

- スマートフォン等の携帯電話端  
末へのフィルタリング利用に係  
保護者・事業者の義務強化
- 青少年がネットの危険性を回避  
するためのルールづくりの徹底  
（事業者による説明義務等）



#### 児童ポルノ自画撮り勧誘行為の 禁止（新設）

- 青少年に対し、当該青少年に係る  
児童ポルノ※や電磁的記録等を  
提供しよう求める行為を禁止  
※ 「児童買春、児童ポルノに係  
る行為等の規制及び罰則並びに  
児童の保護等に関する法律」に  
規定する児童ポルノをいい、同  
法により所持・製造・提供等が  
禁止されているものに限定
- 欺き、威迫し、又は困惑させる  
等の不当な方法により提供  
を求めた者への罰則を規定



#### JKビジネス（有害役務営業）に 対する規制（新設）

- 有害役務営業を営む者に対し、  
青少年を客に接する業務に従事  
させること等を禁止するととも  
に、従業者名簿の備付け等の義  
務等を規定
- 有害役務営業を営む者等が本条  
例に規定する罪に当たる違法な  
行為をしたとき等の、知事によ  
る6月以内の営業停止命令の権  
限を規定
- 知事等による有害役務営業の場  
所等への立入調査権限を規定
- 命令に違反した者、青少年を有  
害役務営業の客に接する業務に  
従事させた者等への罰則を規定